

倉敷市立短期大学科学研究費補助金不正防止計画

平成 27 年 4 月 15 日作成

1 計画策定の趣旨

倉敷市立短期大学において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定 平成 26 年 2 月 18 日改正）第 3 節による不正防止計画の策定及び実施の要請を踏まえ、科学研究費補助金（以下「補助金」という。）の適正な運営・管理を行うため、不正防止計画を策定する。

2 管理運営体制の整備

- (1) 最高管理責任者は学長とし、本学における補助金の運営・管理について最終責任を負う。
- (2) 統括管理責任者は事務局長とし、最高管理責任者を補佐し、補助金の運営・管理について本学全体を統括し実質的な責任と権限を持つ。
- (3) コンプライアンス推進責任者は学生部長とし、各学科内の教員、事務局内の職員に対して、不正使用防止計画を推進する。

3 不正防止計画

(1) 学内の責任体系の明確化

不正発生要因	具体的防止計画
時間の経過により、学内での認識が低下すること。	ホームページで責任体系や関連規定を公開し、継続的に学内の教職員に周知する。

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	具体的防止計画
文部科学省、日本学術振興会の公的研究費に関する使用ルールの認識不足。	科研費の研修会を実施し、科研費の使用ルール及び不正防止について周知する。

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生要因	具体的防止計画
研究者の公的研究費使用ルール厳格化の認識不足。	執行に関して、内部監査部門が内部監査を実施する。

(4) 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	具体的防止計画
研究者による発注の場合に、物品の検収が徹底されていないこと。	本学に納品されるすべての物品検収は、事務局が担当する。
予算執行状況が適切に把握できていない。	研究者と事務局で、予算執行状況を定期的に確認する。

(5) 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	具体的防止計画
誤った解釈で経費が執行される恐れがある。	事務局で研究者等から相談や質問を受け付ける。また、受け付けた質問等は、事例をとりまとめる。

(6) モニタリングの在り方

不正発生要因	具体的防止計画
不正使用の防止を推進する体制の検証に着目したモニタリングが不十分である。	執行に関して、内部監査部門が内部監査を実施する。

4 不正防止計画の点検・評価

コンプライアンス推進責任者(学生部長)は、年1回、この計画の取組状況について、統括管理責任者(事務局長)に報告するものとする。統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況を確認し、不正を発生させる要因の把握と対応策を点検するものとする。また、最高管理責任者は、その点検結果をふまえ、必要に応じ計画を見直していくものとする。